**平成２４年（フ）第１０３号**
山口県周南市桜木３丁目５番53号
債務者　越智美代子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２４年（フ）第２１８４号**
名古屋市北区中切町５丁目１番地　県営川中住宅３棟814号
債務者　山本　輝雄
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

## 破産手続廃止

**平成２４年（フ）第１１３７４号**
千葉県習志野市本大久保１丁目３－８－102
破産者　豊嶋　　裕
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１３９５号**
埼玉県三郷市彦成４丁目１－３－306、開始決定時の住所埼玉県飯能市大字岩沢85－11
破産者　青木　康友
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１４４６号**
東京都荒川区東日暮里５丁目25－８－402
破産者　吉岡　義雄
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１４４７号**
東京都荒川区東日暮里５丁目25－８－402
破産者　吉岡　香澄
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１４９６号**
神奈川県横浜市緑区中山町330－４－505、住民票上の住所東京都新宿区大久保２丁目21－10－101
破産者　岡田　悌二
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１４９９号**
東京都世田谷区祖師谷６丁目19－23－301
破産者　金井　裕二（旧姓平野）
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１５０５号**
東京都墨田区文花２丁目２－16－302　ハイブリッジＡ
破産者　杉田　圭子
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１５２９号**
神奈川県川崎市麻生区高石４丁目16－30－308
破産者　金田　　晃
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１５５９号**
東京都新宿区市谷薬王寺町46－２－302
破産者　矢野　　勉
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１６５４号**
東京都練馬区東大泉５丁目41－６
破産者　川崎はるみ
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１３４号**
三重県四日市市楠町南五味塚785番地
破産者　小方　修一
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２３年（フ）第２４７号**
三重県四日市市南坂部町24番地４
破産者　山口　清和
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２４年（フ）第３３号**
三重県四日市市赤堀南町３番４号
破産者　有限会社四日市生花問屋
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２４年（フ）第３８号**
三重県四日市市楠町北五味塚1941番地２
破産者　大黒オートこと杉原栄守こと　朴　栄守
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２４年（フ）第１２７６号**
札幌市白石区本通５丁目南４番12号
破産者　有限会社テンライズテクノ
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１８５０号**
埼玉県草加市住吉１丁目10番27号
破産者　株式会社にちでん
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第２５３号**
さいたま市中央区下落合４丁目６番６号
破産者　株式会社プロスホーム
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第６３９号**
埼玉県朝霞市本町１丁目38番45号
破産者　キューブジャパン株式会社
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０８６号**
さいたま市中央区上落合３丁目11番12号
破産者　有限会社八百勝
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係